取扱注意

2025和泉市
お買い物割引チケット 第7弾
＜参加店舗マニュアル＞

V1.0

※必ずご一読ください

和泉市お買い物割引チケット事業事務局

実施期間

令和７年 **5** 月 **19** 日～令和７年 **10** 月 **31** 日

「和泉市お買い物割引チケット」参加店舗さま用マニュアル

1

過去に配布したもの(第1～6弾)はお手元に残っていましても使用しないで破棄してください

◆参加店舗さま　配布物一覧

<和泉市お買い物割引チケット　見本>

<参加店舗さま用マニュアル>

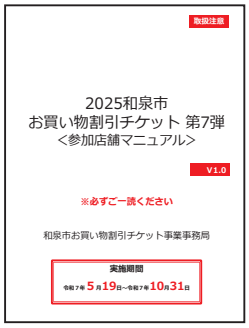

<ポスター>

<参加店ステッカー>　(大１・小２)

<専用パック>　×15

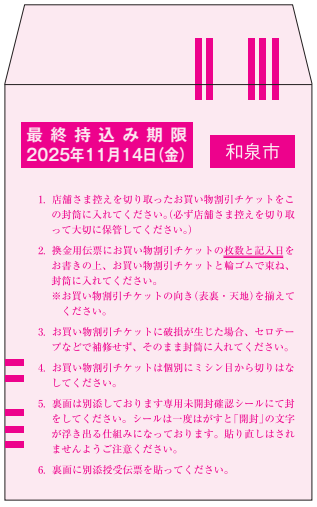

<専用未開封確認シール>
×18（６面付×３セット）

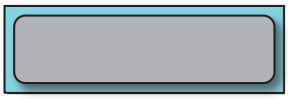

<専用伝票>　×15（３面付×５セット）

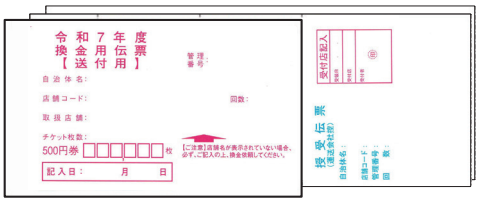

（※換金回数は 10 回です。）

「和泉市お買い物割引チケット」参加店舗さま用マニュアル 2

◆事業概要

発 行 者	和泉市
発行総額	4億6,000万円（9億2,000万円の消費を喚起します）
発行枚数	920,000枚
配布対象者	令和7年4月1日時点において、和泉市の住民基本台帳に記載されている方
配布金額	全市民1人あたり2,500円分
配布方法	全世帯に世帯人数分の割引チケットを郵送（5月中旬頃～6月下旬頃予定）
額面金額	額面金額500円×5枚
取扱い方法	和泉市内の取扱登録店舗で、割引チケットの有効期間内にお買物1,000円（税込）のお支払いごとに500円券（１枚）が使用可能です。 （例） 1,000円以上のお買い物で、割引チケット1枚（500円）が使用可能。 2,000円以上のお買い物で、割引チケット2枚（1,000円）が使用可能。 3,000円以上のお買い物で、割引チケット3枚（1,500円）が使用可能。 4,000円以上のお買い物で、割引チケット4枚（2,000円）が使用可能。 5,000円以上のお買い物で、割引チケット5枚（2,500円）が使用可能。
有効期間	令和7年5月19日（月）から令和7年10月31日（金） ※有効期限を経過した割引チケットは無効となります。
割引ﾁｹｯﾄ使用店舗	事前に割引チケット取扱店舗として登録された和泉市内の小売・飲食・サービス事業者の事業所及び店舗。
登録店舗負担	割引チケット取扱店舗登録費用及び換金にかかる手数料の負担はございません。

◆事業フレーム

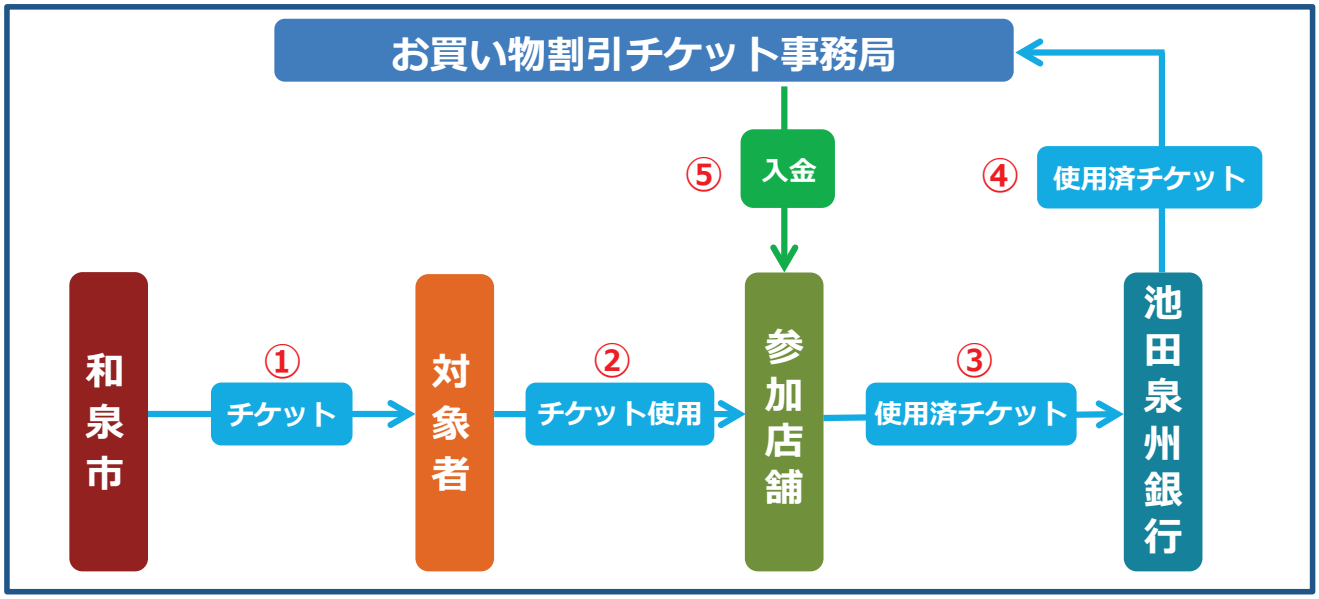

◆チケット取り扱い注意事項　※必ずお読みください

◎有効期限（令和7年10月31日）を過ぎたチケットは使用できません。

◎割引チケットはお買い物1,000円（税込）ごとに1枚使用することができます。

（例）1,000円（税込）のお買い物で、割引チケット１枚使用することができ、500円割引となります。
3,980円（税込）のお買い物で、割引チケットを最大3枚使用することができ、最大1,500円割引となります。

注意

今回より、一会計あたりの割引チケットの利用上限は20枚です。

◎チケットは商品の売買、サービス（役務）の提供の対価として、利用できます。

◎チケットは以下のものは利用対象になりません。

①出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
②有価証券、各種商品券、図書カード、切手、印紙、プリペイドカード等換金性の高いものの購入
③たばこの購入
④医療費、薬等保険適用に係る支払い
⑤事業活動に伴い使用する原材料・機器類及び仕入商品等の購入
⑥土地・家屋の購入、家賃、地代、駐車料(一時預かりを除く)等の不動産に係る支払い
⑦現金との換金、電子マネーへのチャージ、金融機関への預け入れ
⑧風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業に係るものへの支払い
⑨特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの支払い
⑩割引チケットの交換又は売買
⑪その他この割引チケットの発行趣旨にそぐわないものへの支払い

※上記の利用対象にならないものによるチケットの利用が発覚すれば、損害賠償、登録の取り消し、換金の拒否、その他の処分が生じる場合があります。

◎チケットの見本により、使用されるチケットが偽造されたものでないか確認してください。

「色合いが明らかに違う」「光沢部分の絵柄が切り替わらない」など偽造されたチケットと判別できる場合は、速やかに警察へ通報するとともに、和泉商工会議所（0725-53-0330）へ連絡してください。

◆参加店舗運営にあたってのお願い事項

1. ステッカー貼付、ポスター掲出のお願い。

<参加店ステッカー>

「参加店ステッカー」は、
必ず店頭の**利用者に良くわかる場所**へ
貼ってください。

<参加店ポスター>

「参加店ポスター」は、
なるべく店頭の**利用者に良くわかる場所**
へ掲出ください。

2. チケット利用に関するトラブルについて。

チケット利用に関するトラブル等については、原則としてマニュアル等を参考に各店にてご対応をお願いします。
※お困りの場合は、和泉商工会議所にご相談ください。

◆チケット取り扱いについて①

お客様(利用者)への対応

①お会計(支払い額の提示)

②お客様(利用者)がチケット利用の意思表示

※利用対象外の商品購入･サービス提供への使用は、お断りください。

③チケットをお預かりください。

※偽造されたものでないかご確認ください。
チケットの見本と比べてください。（光沢潜像印刷、色合いなど）
偽造と判別できた場合は、速やかに警察･和泉商工会議所へご連絡ください。

和泉市お買い物割引チケット　表面

光沢潜像印刷
見る角度を変えると絵柄と文字が切り替わります

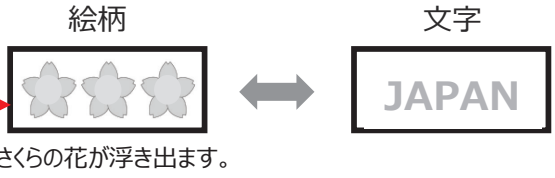

さくらの花が浮き出ます。

※切り離されたチケットの裏面に店舗印が押印されていないかご確認ください。
店舗印がなければ使用可能ですので、お受取りください。
店舗印があるチケットは使用済みのものであり、利用できない事をお伝えください。

※お会計との差額は、現金等で受領してください。

注意

今回より、一会計あたりの割引チケットの利用上限は20枚です。

◆チケット取り扱いについて②

受け取ったチケットの処理

④お客様(利用者)にレシート等をお渡しください。

⑤受け取ったチケットの裏面に店舗印を押してください。

管理番号：読取しますのでこの番号に店舗印がかからないようにご注意ください。

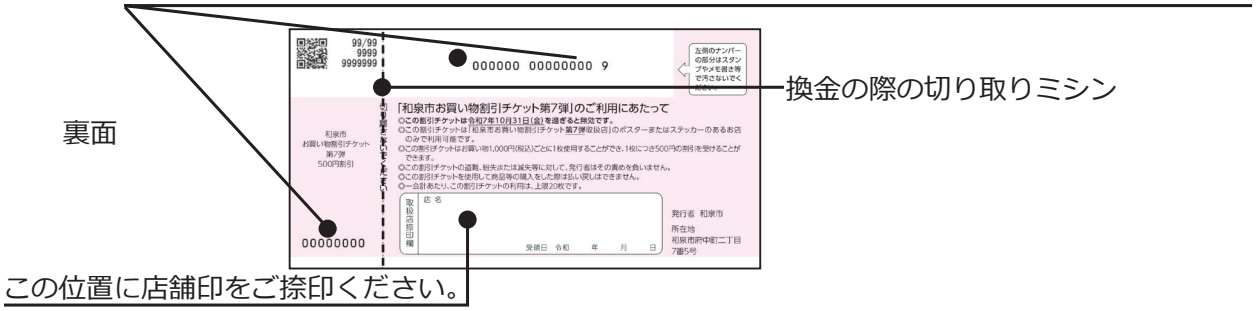

⑥ミシン目に沿ってチケット(大小)を切り離して保管してください。

参加店舗さまお控え用(小)

振込金額に異議がある場合に必要です。
(控券がなければ、異議申し立てができません。)

池田泉州銀行持ち込み用(大)

換金に使用します。
必ず店舗印の捺印をご確認ください。
（換金方法は次頁に記載）

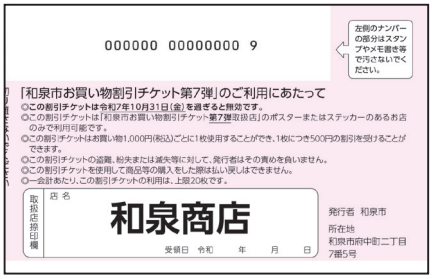

◆チケットの換金について

チケットの持ち込み窓口

●**和泉市内の池田泉州銀行 和泉支店・和泉中央支店・三林支店**
（営業時間内にお持ち込みください。土日祝、営業時間外は受け付けできません。）
詳細は10ページをご確認ください。

チケットの持ち込み受付期間

●池田泉州銀行への使用済みチケットの持ち込み可能期間は下記の通りです。

令和7年6月16日（月）～令和7年11月14日（金）

●お持ち込みの時期によって入金日が決定します。（下表参照）

●**令和7年11月14日（金）を過ぎてからの持ち込みには一切応じられません。**

入金処理期間及び入金日

・窓口への持ち込み期限を区切り、入金日を設定しております。（下表参照）
※窓口への持ち込み回数は各自で適宜お決めください。期間中、一回でまとめて持ち込むこともできます。

「参加店舗」
↓
チケット持込受付「池田泉州銀行」
↓
入金完了「参加店舗」

	日程①	日程②	日程③	日程④	日程⑤
持込期間	令和7年 6月16日(月) ～ 6月30日(月)	令和7年 7月1日(火) ～ 7月15日(火)	令和7年 7月16日(水) ～ 7月31日(木)	令和7年 8月1日(金) ～ 8月14日(木)	令和7年 8月15日(金) ～ 8月29日(金)
振込日	7月15日(火)	7月31日(木)	8月20日(水)	9月2日(火)	9月16日(火)

	日程⑥	日程⑦	日程⑧	日程⑨	日程⑩
持込期間	令和7年 9月1日(月) ～ 9月12日(金)	令和7年 9月16日(火) ～ 9月30日(火)	令和7年 10月1日(水) ～ 10月14日(火)	令和7年 10月15日(水) ～ 10月31日(金)	令和7年 11月4日(火) ～ 11月14日(金)
振込日	9月30日(火)	10月15日(水)	10月31日(金)	11月14日(金)	11月28日(金)

入金口座

●参加店舗登録申請時に登録された口座に振込を行います。尚、振込名義は「イズミシオカイモノワリビキチケットジギョウジムキョク」名となりますのでご確認下さい。
※入金口座に変更がある場合は速やかに和泉商工会議所へお問い合わせ下さい。

入金額

●額面総額。
（店舗負担金はありません。振込手数料もお買い物割引チケット事業事務局が負担します。）
※入金額に異議がある場合は、入金日から2週間以内に限って受付いたしますので、入金額を各自でご確認ください。

◆チケットの換金方法①

※過去に配布した専用パック・換金用伝票は
受付できませんので使用しないでください。

換金に必要なもの

まずご確認ください！

①使用済みチケット

（半券は切りとって店舗で保管して下さい。）

②専用パック(ピンク封筒)

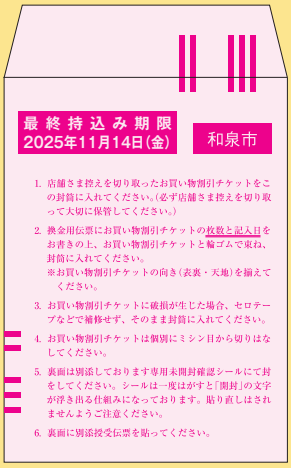

③専用未開封確認シール(銀色シール)

④伝票綴り(下記3点が綴りになっています)

換金用伝票(ヘッダーシート)

授受伝票

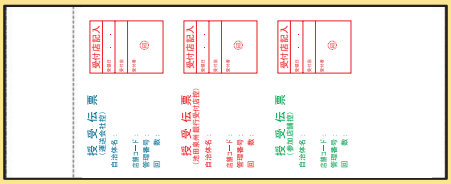

貼付シール

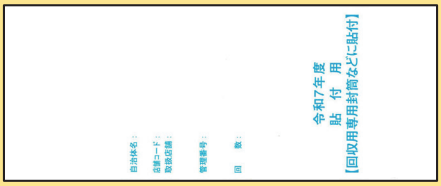

換金手順

① 換金したい使用済みチケットの裏面に店舗印の押印があるかを確認してください。

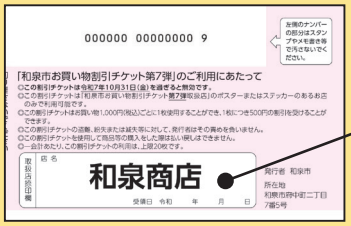

この位置に店舗印が押されているかを必ず確認してください。

次のページに続く

◆チケットの換金方法②

※過去に配布した専用パック・換金用伝票は受付できませんので使用しないでください。

② 換金用伝票を切り離して、必要事項を記入してください。

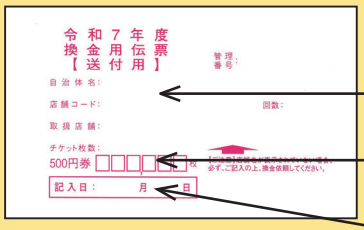

貴店のコードNo、店舗名が予め印字されています。

店舗さまにて、換金されるチケットの枚数を正確に記入してください。

記入日をご記入ください。

※注意
濃くはっきりと記入ください。

③ ①で店舗印を確認した使用済みチケットを②の換金用伝票を表紙にして輪ゴムで束ねてください。控券は店舗さまにて保管してください。

※注意
必ず向きを揃えてください。

※店舗さまにて保管してください

④ ③でセットした換金用伝票と使用済みチケットを専用パックに入れて封緘(ふうかん)してください。

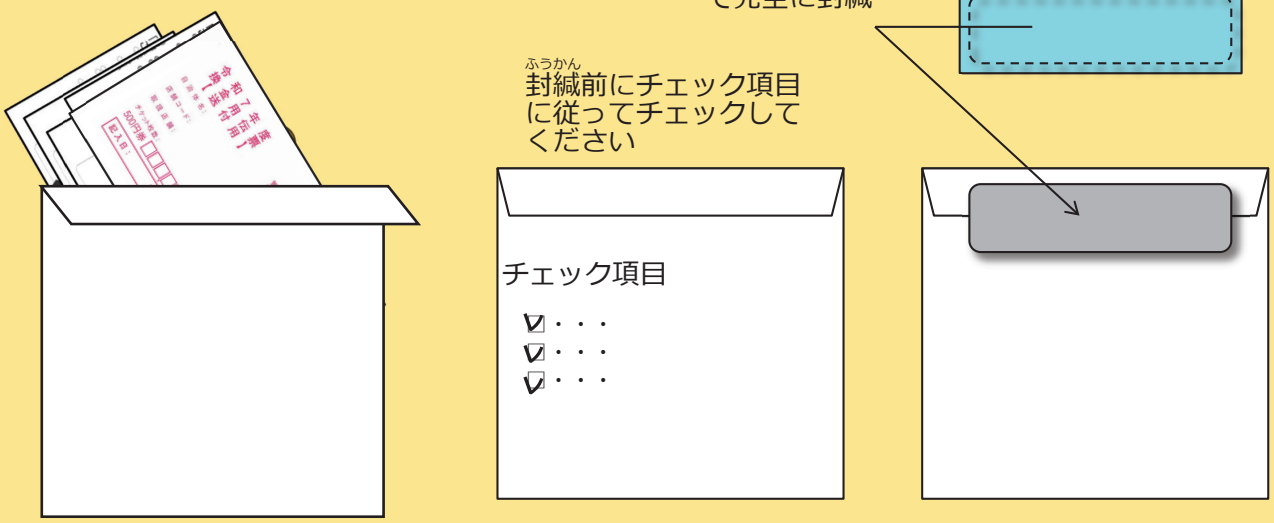

◆チケットの換金方法③

⑤ 封緘（ふうかん）した専用パックの裏面に授受伝票を貼り付けてください。

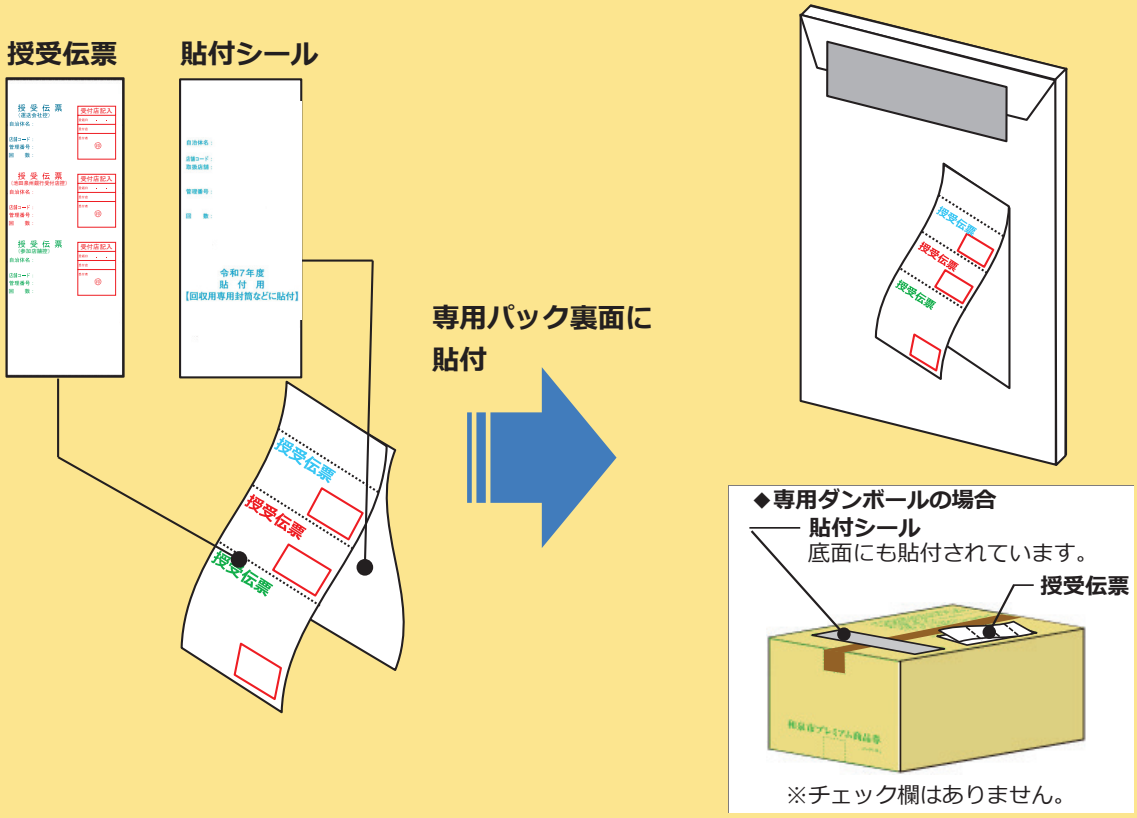

⑥ 池田泉州銀行の窓口に営業時間内にお持ちください。

和泉市内の池田泉州銀行で受け付けております。

和泉支店・・・・和泉市府中町1丁目7番7号
和泉中央支店・・和泉市いぶき野5丁目1番2号
三林支店・・・・和泉市和田町285番地の1

※営業時間は　9:00~15:00です。

※三林支店は　12:00~13:00の間、休業となります。

※土・日・祝日は休業です。

※池田泉州銀行が受け付けの際に押印した授受伝票(参加店舗控)を必ず受け取ってください。

※授受伝票（参加店舗控）は入金確認まで大切に保管してください。

◆対応例①　「こんな場合、どう対応するか？」

チケットの使用について

Q1

多額のチケット(例えば20枚)が使用される場合

全世帯に世帯人数分のチケットをお送りします。このためお１人で何十枚も使用される場合も考えられます。
ただし、20枚以上のチケットが同時に使用された場合や、転売可能な商品（ニンテンドースイッチなど）の購入に繰り返しチケットが使用された場合は、使用されたチケットが盗難されたものである可能性がありますので、確認のため和泉商工会議所へご一報ください。
受領される場合は、光沢潜像印刷、色合いなどチケットが真正なものか十分に確認してください。

注意

今回より、一会計あたりの割引チケットの利用上限は20枚です。

Q2

利用者が誤ってチケットを毀損（きそん）した場合

基本的に光沢潜像印刷が判別できた上で管理番号が読めなければ使用できません。

次に記載している内容であれば使用可能です。
・通し番号が確認できるもの
・券面の面積が5分の４以上のもの

それでも判別できなければ、和泉商工会議所へお問い合わせください。

◆対応例②　「こんな場合、どう対応するか？」

換金について

Q1

一度、チケットを専用パックに入れて封緘（ふうかん）したが、入れ忘れたものがあったため、シールを貼り直したいのですが？

シールを一度外せば、そのパックは受け付けられません。もう一度新しい専用パック、授受伝票、シールで封緘（ふうかん）ください。

Q2

授受伝票、専用パック等を紛失又は使い切ってしまったのですが？

授受伝票等については、各店舗の店舗番号が付されており、15部用意しています。（換金10回分＋予備５部）　専用パックは15部で、換金10回分＋予備５回分です。紛失、または不足の場合は、商工会議所へご連絡ください。

Q3

換金の明細はもらえますか？

・換金明細は発行いたしません。チケット総額と同じ額になりますので、各店舗様にて計算をお願いします。

その他、お困りの場合は、「和泉商工会議所」へお問い合わせください。

M E M O

M E M O

「和泉市お買い物割引チケット」参加店舗さま用マニュアル

<問い合わせ先>

和泉商工会議所

受付時間	10：00～17：00 ・月～金（土日、祝日は受け付けておりません） ・対応時間外は、自動音声によるご案内になります
ＴＥＬ	０７２５-５３-０３３０